

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	久宝寺保育園		
運営法人名称	社会福祉法人 どんぐり福祉会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長 西村 英一郎 園長 山本 涼子		
定員（利用人数）	160 名（170名）		
事業所所在地	〒 581-0076 八尾市南久宝寺3丁目18番1号		
電話番号	072 - 943 - 0270		
FAX番号	072 - 943 - 0271		
ホームページアドレス	http://www.kyuhoji.ed.jp/		
電子メールアドレス	kyuhouji@donguri.ed.jp		
事業開始年月日	平成22年4月1日		
職員・従業員数※	正規	24 名	非正規 23 名
専門職員※	○保育士29人 ○調理師 2人 ○栄養士 1人 ○管理栄養士 2人 ○看護師 1人 ○労務管理士 1人		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（0歳児・1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児）一時預かり室、事務室、医務室、沐浴室、調乳室、図書コーナー、相談室、遊戯室（ランチルーム）、厨房、、プール、シャワールーム、休憩室、園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

本園は、法人理念、保育理念を「人間発達と環境共生」とし、具体的には以下の6点を掲げています。①すべての園児が、仲間と楽しく元気に育ち合う場となります、②保護者たちが安心して働き続けるためのよりどころとなります、③職員が健康で生き生きと働き続けられる職場となります、④子どもの豊かな発達を保障する理論と方法を学び、実践の中で発展させます、⑤子育て相談や一時保育など地域に開かれた場として、子育て文化を共有します、⑥あらゆる保育関係者と手をつなぎ、国や自治体に働きかけて保育をよりよくするために力を尽くします。

保育方針としては、①あらゆる生命を大切にします、②人間の発達の可能性を追求します、③平和のうちに生存する権利を守ります、の三つを掲げています。

【施設・事業所の特徴的な取組】

当保育園が実施する保育事業の中で、特徴的なものを3点あげます。

①身体づくりを大切にしていることです。安全な旬の素材がもつ味や香りを生かした和食中心の献立で、身体だけでなく、心の働きを高める給食を実施しています。食べることに興味をもてるように、「栽培」「皮むきなどのお手伝い」「クッキング保育」も実施しています。ホール、園庭、プール等での身体を動かす活動を大切に、元気な身体を育てています。

②健康管理の徹底と危機管理体制を組織化し、子どもたちの生命と健康を守っています。看護師を中心に、健康診断の結果や日々の様子の観察をもとに、一人ひとりの健康管理を適切に行い、保護者と共有しています。日常の保育にかかわるマニュアルとともに、3日間の保育を想定した備蓄品を含む非常時の危機管理マニュアルなどが充実しており、子どもたちの生命・健康を守る体制が整っています。

③保育環境を生かした充実した保育内容です。木製の家具を配置した明るく清潔な保育環境と保育者の見守りの中で、子どもたちは安心して過ごし、思い切って活動に挑戦し、健やかに発達しています。遠足、稲刈りや芋ほり、お泊り保育（5歳）やデイキャンプ（4歳）など、行事も充実しており、子どもたちに多様な経験を提供するものとなっています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	(一財)大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	平成27年5月25日 ~ 平成28年1月9日
評価決定年月日	平成28年1月9日
評価調査者(役割)	0701C039 (専門職委員) 0701C040 (運営管理・専門職委員) 0701C019 (運営管理委員) () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

判断基準(a・b・c)は必須基準・内容基準共に下記のように改定されました。*大阪府のホームページより

評価	改訂前(判断基準)	改訂後(判断基準)
「a」	・できている	・よりよい福祉サービスの水準・状態 ・質の向上をめざす際に目安とする状態
「b」	・できているものの十分でない	・aに至らない状態 ・多くの施設・事業所の状態 ・「a」に向けた取組の余地がある状態
「c」	・できていない	・「b」以上の取組となることを期待する状態

●今回の改正により、評価の基準が明確になり、従前に比べて、「b評価」の対象範囲が広がりました。そのため、たとえば、改正前の受審施設・事業所の評価結果が「a評価」の場合、改正後の再受審において、改正前と同様の「a評価」を得られなくなる可能性もあります。

久宝寺保育園は、社会福祉法人どんぐり福祉会(以下「どんぐり福祉会」)が運営する保育園です。どんぐり福祉会は、1973年 東大阪で保育所に入れなかった父母たちが民家を借りてどんぐり共同保育所を開所したどんぐり共同保育所が土台になって、2001年どんぐり福祉会を設立し、定員24名の認可園「どんぐり保育園」を開園しました。その後、2004年に東大阪市より購入した土地に新園舎を建設、定員を60名とし、産休明けから就学前までの保育園に変更しました。そして、2008年、八尾市立久宝寺保育所の民間移管に応募し、どんぐり福祉会が移管先法人に選定されました。一年間の引継ぎを経て、2010年、久宝寺保育園(定員150名)の保育がスタートし、(現在、定員160名)今年6年目を迎えます。

「子どもたちのために」「保護者が安心して預けられる保育園をこの地域に」との願いからよりよい保育をめざして、努力を重ねてきました。久宝寺保育園は、JR久宝寺駅から徒歩3分で大変利便性の良いところに設置されています。園舎もゆったりした空間で工夫した建物になっており、落ち着いた雰囲気の中で子どもたちの保育園生活が営まれていました。

7時から20時まで(延長保育18:00~20:00)保護者の就労状況に応じ、働く保護者が安心して預けられる保育園を目指して努力しています。事業内容は、地域子育て支援として、一時保育をはじめ、地域交流「にこにこぐみ」、体験保育「いちごくらぶ」、園庭開放、育児相談など積極的にとりこんでいます。どんぐり福祉会の理念である「人間発達と環境共生」が息づく保育園づくりをめざしたものになっています。

◆特に評価の高い点

・子どもたちが安心して、楽しく過ごせる工夫(環境、保育内容)が随所に見られます。定員数も多く、長時間保育の子どもも大勢いる中で、どの子どもたちも落ち着いて過ごしています。それを実現しているのは、①木製の家具を配置した明るく清潔な保育環境であること、②保育室はもちろん、園庭やテラス、ホール、プールなど、子どもたちの年齢や月齢・個人差に応じた活動欲求を満たす環境が整備・活用されていること、③子どもと保育者との信頼関係が築かれ、保育者の見守りの中で安心して過ごし、思い切って活動に挑戦できていることが大きな要因です。

・職員のチームワークがよいことも高く評価できます。民営化受託時は、いろいろな経験をもった職員が集まったため、一つひとつ相談しながら保育をつくってきました。その経験が現在のチームワークを生み、5年間で、「久宝寺保育園の保育」を積み重ねてきた結果だと評価できます。

◆改善を求められる点

・保護者からの意見等に対して、個別での対応やおたよりでのお知らせなど、ていねいに対応していますが、園側の意図が十分に伝わっていない面が見られます。園の考えを十分に伝えても「園の考えを一方向的に押しつけられた」と感じている保護者もいます。これまでのていねいな対応を継続しつつ、これまで以上に、保護者各々の「聞きたいこと」「知りたいこと」を把握する努力をし、伝え方・話し方を含めて、適切な対応の仕方について工夫することが求められます。

・長時間保育の子どもの健康・生活リズムの確立、また保護者支援の観点から、夕食又は夕食に変わる軽食の提供を含めて、長時間保育での過ごし方を検討することを要望します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・評価内容を真摯に受け止めて、全職員に周知徹底、共有をして、今後の保育園運営と保育内容の充実に努めたいと思います。改善を求められる項目については、早急に具体的な改善策を検討し、できることから少しずつでも前へ進めたいと思います。特に、延長保育を利用している子どもたちへの夕食（それに変わる軽食）については、多種のアレルギー児が在園することから、決して誤食誤飲を発生させないことを前提にした内容で検討しなければいけないと考えます。

・保護者との関係づくりについては、開園当時から考えると、随分改善されたと実感しています。保育園運営のしくみや、物理的な条件なども理解していただけるような努力をしながら、よりよい連携・信頼関係を築くことができるようにしたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I - 1 理念・基本方針		
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I - 1 - (1) - ①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	保育園のしおり、職員ハンドブックに記載しており、ホームページにも掲載しています。職員の周知については法人研修、新年度研修で努力していますが、職員の理解が不十分であることが各職員の自己評価から伺えました。理念・基本方針の周知について工夫を期待します。	
		評価結果
I - 2 経営状況の把握		
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I - 2 - (1) - ①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	園長会、社会福祉施設経営者同友会等に参加しながら、保育・子育て支援新制度（以下「新制度」）の動向を把握し、理事会に報告しています。具体的なデータを基に中長期計画や単年度の事業計画への反映が望まれます。	
I - 2 - (1) - ②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	経営課題について理事会で議論をし、分析をしています。今後、改善の課題を職員とともに明らかにしながら改善に向けた取り組みを期待します。	
		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3 - (1) - ①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	事業計画には法人全体と各園ごとの中長期計画と単年度の計画と課題を明記しています。唯、中・長期計画と単年度計画の関連と整合性が求められます。	
I - 3 - (1) - ②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	事業計画には法人全体と各園ごとの中長期計画と単年度の計画と課題を明記しています。今後、中・長期計画と単年度の事業計画との関連について、検討することを期待します。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画の策定は、職員の意見を反映しながら策定しています。また、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われています。事業計画について、職員の理解が深まるよう工夫を期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画を具体化した内容を園だよりや掲示等で知らせています。当評価室が実施した保護者アンケートでは周知について「よくわからない」との記述もあり、懇談会などで事業計画の内容を解りやすく説明することと内容に理解を求める工夫が望まれます。	

評価結果

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	職員ハンドブック資料編に保育課程・食育課程・年間保育計画など詳しく掲載し、全職員に配付しています。その計画にそって法人研修、年3回非常勤も含めて総括資料（ふりかえり）をまとめ、総括会議をしています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	総括会議の記録を職員会議、各専門部会（食育・リズム・描画等）で議論し、月ごとに評価・反省しながらカリキュラムの見直し等反映し、組織的に改善を図っています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

評価結果

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	b
(コメント)	管理者の職務内容を職員ハンドブックに明記しており、また、新年度には管理者として全職員にその役割を周知する努力をしています。管理者の取り組みについて文書化するなど、管理者としてのリーダーシップを一層発揮することを望みます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	子ども・子育て支援新制度はじめ、児童福祉に関連する法規について研修等で積極的に学んでいます。就業規則は職員全員に配布しています。職員が遵守すべき内容について、法令など身近に生かすことが出来るような工夫を望みます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	保育の質の向上に向け、日々の職員会議、総括会議等で指導力を発揮しています。質に関する取組について、運営会議、クラス責任者会議、乳児会議、幼児会議を開き、組織的に改善を図るために具体的な指導と対応をしています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	管理者は経営の状況を把握しながら、効率的な事業運営に努力をしています。職員会議にも報告していますが、職員全体で事業運営についての議論や取組については一層の工夫が必要です。	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	法人及び園の事業計画に明記しています。その具体化として人事交流や合同研修にも取り組んでいます。職員はすべて有資格者を採用し、質の高いサービスをめざし、努力しています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	法人の理念や基本方針に基づき、目指す職員像を職員ハンドブックに明記しています。職員の面接やアンケートを実施し、職員の意向や希望など把握していますが、人事に関する規定を明確にすることや職員への周知が課題です。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	働き続けている職員が多いことから働きやすい職場づくりへの努力をしています。一方、職員の自己評価表では、「意見が反映されていない」「思った事が言えない」などの意見が少なからずありました。今後、「働きやすい職場づくり」の具体的な内容を職員とともに明確にし、取り組むことを期待します。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員ハンドブックに「法人の職員として」と目指すべき職員像を示しています。前期・中期・後期の総括で職員間の見直しも図っています。今後、職員一人ひとりの目標の設定と継続的な取り組みを期待します。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	園の研修計画は事業計画で策定し、明記しています。研修計画の基づき、様々な研修への参加を推進しています。今後、職員一人ひとりの研修計画の作成が必要です。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	園の研修計画に沿った職員一人ひとりの研修について、職員の希望も含めて研修の機会を保障しています。研修報告は文書でしており、職員会議で報告しています。職員一人ひとりの研修計画の作成により、一層、職員が自覚的に研修に参加するよう期待します。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生は積極的に受け入れています。職員ハンドブックに実習生受け入れのマニュアルは明記しています。実習生が計画的に学ぶことが出来るような研修計画と指導者のプログラムの作成が望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人のホームページで法人の理念・基本方針、園の概要など公開しています。市役所の窓口で園のパンフレットを置き、市民に広く知らせています。財務関係の公開について今後検討が必要です。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	法人の経理規程において予算・決算及び日常の経理事務に関する規程を総合的に明文化し、内部・外部監査を実施し、適正な経理・運営に努力しています。職員への周知は職員会議で報告しています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事業計画、保育課程に地域とのかかわりについて明文化しています。地域の方に、畑や田んぼを借りながら地域との繋がりを深めています。広報「どんぐりころころ」を発行し、利用者と地域を繋ぐ発信を広げています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティアについては職員ハンドブックに明記しています。小学生・中学生・高校生のボランティア活動を園だよりで知らせ、積極的に受け入れています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	地域の関係機関・緊急機関及び医療機関は一覧表にして、事務所に掲示し、職員ハンドブックには「いざという時のための中毒110番」など関係機関を明記しています。民生委員や幼保小の連携はしています。又、自治会に会議やイベントの会場に園を積極的に貸し出しています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	地域交流は保育課程に明記しています。体験保育（いちごくらぶ）や地域活動（地域の保護者や子どもとの交流）を定期的の実施し、案内や報告はニュース（年2回1500枚）で知らせています。老人施設や地域の祭りに参加したり、地域活動（園庭開放）では、子育ての講習会も実施し、積極的に地域貢献に繋がっています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	一時保育や園庭開放を実施したり、地域の子育てサークルへの協力を実施しています。今後、地域の関係機関との定期的な連携で、地域ニーズを把握しながら計画の作成を期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	「保育課程」の中に保育園を利用する子どもや保護者を尊重した理念と基本方針が明示されています。それを基に事業計画や保育計画が立てられ、全職員が参加して、利用者の尊重や基本的人権への配慮について定期的に研修や評価をおこなっています。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
(コメント)	利用者のプライバシー保護、権利養護に関しては「職員ハンドブック」に明記し、全職員で研修しながら取り組んでいます。毎年、年長クラスの年度始めに「CAP」にとりくみ、子ども自身も権利の主体として自分自身を大切にすることをめざしています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園の理念や基本方針をわかりやすくホームページやパンフレットで発信しています。パンフレットは市役所の窓口にも常備されています。見学者にはパンフレットを配り、説明しています。また、地域交流の取り組み時にも見学の受け入れをしています。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園時には園の方針や園生活の決まり事について「入園のしおり」に基いて詳しく説明しています。また、園長面談で個別に懇談と説明をしてから同意を得ています。変更にあたってはその都度、必要な手続きについて説明します。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	卒園後には園の夏祭りに案内状を送る等、つながりを作っています。毎年の卒園文集に卒園後の相談等に対応する旨を掲載していますが十分に周知されるには至っていません。周知に向けては、文章での明文化が望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	年3回クラス懇談会が実施され、園長、副園長が年1回の個別面談を実施して保護者の意見や要望の把握に努めていることがうかがえますが、保護者の満足度を把握するという点に関しては一層の工夫と努力が必要です。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制は整っていますが、第三者委員の連絡先が表示されていないなど保護者への情報提供や周知が十分ではありません。第三者委員会を機能させることも課題です。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
(コメント)	一定の様式と環境は整えられていますが、世帯数が多いこともあり、ポスターの掲示等、もう少しわかりやすい工夫が必要です。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	相談、意見を含む苦情、要望の取り扱いは「職員ハンドブック」に明記しています。口頭での直接的な要望や連絡帳を通じての日々の要望にはクラス責任者会議や職員会議で検討し、解決をはかっています。また内容に応じて「二者（園、保護者会）懇談会」で討議し園だよりで全体に知らせています。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	危機管理マニュアルが整備され、あらゆる想定ごとに指揮、責任者が明確に定められています。インシデント/アクシデントレポートを活用して職員会議で研修し、内容の共有が行われています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策についてはマニュアルが整備され「職員ハンドブック」に明記しています。看護師を中心に必要に応じ迅速に保護者への情報提供や周知をはかり、職員会議で研修や情報の共有を行っています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	災害時の対応マニュアルについては「職員ハンドブック」に明記し、防災訓練の年間計画に沿って毎月定期的に避難訓練等が実施しています。消防署との連携もあります。食料品の備蓄も専用の倉庫を準備して、計画的に進められています。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
(コメント)	保育の標準的な実施方法については「保育課程」に示され「職員ハンドブック」に明記しています。全体の職員会議で計画、実践、評価、見直しの仕組みが組み込まれ、研修も行っていきます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	年間計画が策定され、各月、週、日ごとの指導計画の下に保育を実施しています。日々担当者による反省や見直しが実行され、全体では、7月、9月、3月にそれぞれ前期・中期・後期の総括会議を実施しています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
(コメント)	入園時に園が定めた様式「生活環境調査表」に沿って個々の状況を把握し「児童票支援計画」に年4回、個別の計画を記録しています。配慮の必要な児童は市や保健所と連携して指導計画を作成しています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	実施計画の見直しについてはケース会議、職員会議、中間総括、年度末総括で実施しています。計画の変更や課題についても明確にし、全職員で共有できるようにしています。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	園で定めた様式に沿って一人ひとりの身体や生活状況等を記録しています。項目を定めて誰もがおなじような記録ができるように工夫しています。保護者や子ども、家庭の情報 は必要に応じて閲覧でき、職種をこえて共有しています。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	記録の取り扱いについては「職員ハンドブック」に明記しており、管理責任や保管場所を決めています。「入園のしおり」で保護者への説明も行われています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
(コメント)	児童憲章、保育所保育指針等の法令、子どもの発達過程ならびに家庭や地域の実態をふまえて、保育課程が作成され、それにもとづいた保育が行われています。職員会議での見直しを行い、必要な改善が行っています。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	保育室は明るく清潔に保たれ、木製の個人ロッカーや棚を配置するなど、乳児が快適に過ごすことができる環境が整備されています。主として担当する保育士を決め、月齢や個人差に配慮・対応しながら継続的な関係をつくることのできる体制がとられています。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	保育室横にテラスが設置され、園庭以外でも安全かつ快適に外での活動が行えるように工夫されています。年齢・月齢に合ったおもちゃを用意するなど環境を整備するとともに、自分でしようという気持ちを尊重したかかわりが行っています。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	各自が興味・関心に従って十分に活動できるとともに、集団として、他児とかがわりながら生活し、遊ぶことのできる保育内容・方法が工夫されています。給食時には当番活動にとりくむなど、主体的な生活が送れるように配慮しています。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
(コメント)	保育課程、年間指導計画に小学校との連携が明記されています。子ども同士で探究したり、問題を解決することを大切にしています。保幼小合同の研修を通して、交流と相互理解に努めています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	木製の家具が多く使われていたり、食事や排泄などにおいて、年齢に合わせた生活ができるように保育室の環境が工夫されています。保育士との信頼関係の下、子どもたちが心地よく過ごすことのできる環境が整えられています。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
(コメント)	基本的な生活習慣の獲得や主体的な行動を促す環境がつくられ、年齢や発達に合った主体的な生活が送れるような工夫がされています。戸外遊びの時間が確保されており、身体を動かして楽しむことのできる働きかけが行っています。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	自由に遊べる空間・道具を用意し、主体的な活動が行いやすい工夫がされています。クラスでの同年齢での活動、生活リズムの中での異年齢児とのかかわりを大切に、人間関係が豊かに育つような物的・人的な環境、保育内容を工夫しています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	栽培活動やクッキング、教材を工夫した水あそび、園外での宿泊など、自然や社会とかかわる多様な活動が提供され、人的・物的環境が整備されています。子どもの興味が広がるように、季節・活動に合った絵本等が見やすい場所に配置しています。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	絵本に親しめる環境が整えられ貸し出しも行っており、豊かな言語環境にふれる工夫がされています。保育室、ホール、プールなどが整備され、歌や描画などの表現活動、身体を使った活動にとりくめる環境になっています。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a
(コメント)	保育士が記録や通して自己評価・改善に主体的にとりくむとともに、年3回(前期・中期・後期)の総括会議をもち、集団的検討を行って学び合い、その結果を職員で共有し保育の改善につなげています。	

	評価結果
--	-------------

A-2 子どもの生活と発達		
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもを心身の発達や特性、家庭環境などの点から深く理解して保育を行っています。子どもの思いに寄り添い、受容しながら、子どもが自分で気持ちを立て直したり、やってみようという気持ちもてるような援助を行っています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
(コメント)	各自の特性に配慮した個別の指導計画を作成して、子どもの状況は全職員で共有し、一貫したかわりができるようにしています。障がい児保育に関する研修の機会を設け、研修報告をしています。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b
(コメント)	長時間保育の子ども朝・夕の保育計画が作成され、計画性をもった長時間保育が実施されています。どの時間にも必ず正規職員を配置し、引き継ぎや保護者との連携を図っています。子どもの健康と生活リズムを考え、夕食を含めた長時間の保育の過ごし方を検討することを望みます。	
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
(コメント)	健康・安全面については、正規職員である看護師を中心に、健康診断の結果や日々の様子の観察をもとに、一人ひとりの健康管理を適切に行っています。体調のすぐれない子どもが安心して過ごすことのできる空間を確保しています。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
(コメント)	2歳児までは、各保育室で落ち着いて食事をし、3歳児以上は、ホールに集まって楽しみながら食事できるように工夫しています。保育士や栄養士から献立や食材の話や聞くなど、食べることや食事内容・材料に関心が生まれる工夫をしています。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
(コメント)	旬のもの・季節のものを生かした和食中心の献立を子どもたちに食べやすく提供しています。管理栄養士・調理担当者が給食時に子どもたちの様子を見て回り、コミュニケーションをとりながら喫食状況を把握して、献立づくりに反映させています。	

A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
(コメント)	健康診断・歯科健診の結果について、職員に周知を図るとともに、保護者には「八尾っ子せいちょうぶっく」で知らせています。検診の結果を保健計画に反映させ、保育にもつなげています。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー等への対応については、保育課程、職員ハンドブック（アレルギー児対応マニュアル）に明記し、徹底を図っています。家庭との連携を図り、主治医からの指示に従って保護者面談を行い適切に行っています。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
(コメント)	職員ハンドブック（衛生管理編）にもとづき、担当者を明確にして、調理場、水回りなどの衛生管理に努めています。年度初めには給食室クラス会議でマニュアルの見直しを行っています。	

	評価結果
--	-------------

A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
(コメント)	食育計画を作成し、わかりやすい献立表を各家庭に配布して、家庭との連携を図っています。迎えの際、玄関に提示している食事のサンプルを見ながら子どもと保護者が話す姿が見られ、園の食事について会話するきっかけになっています。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b
(コメント)	連絡帳を通して子どもの様子が伝えられ、日常的な情報交換が行われています。保護者の必要に合わせて、個別の相談に対応できる体制もとっています。さらに、「子どもの様子が知りたい」という3歳以上児の保護者には、「今日の保育」をクラスごとに発行、個別配布するなど努力をしていますが、個々の様子を伝える方法について工夫を期待します。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
(コメント)	家庭との連携に力を入れており、保護者からの信頼を得ていることが保護者アンケート等からわかります。毎日の保育をおたよりでいねいに知らせるとともに、行事や懇談会などの機会に、子どもの育ちを保護者と共有して保育を進めています。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けっていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	子どもの心身の状態、保護者や家庭の状況を把握し、児童虐待に関するマニュアルも活用して、早期発見・予防に努めています。配慮や支援の必要な保護者に対しては、園長・副園長を中心に適切な相談に乗れるように、相談室を設けています。	

	評価結果
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	職員ハンドブックに「体罰の禁止」が明記され、子どもに対する不適切な対応が行われないように、クラス責任者を中心に防止と早期発見にとりくんでいます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	136世帯
調査方法	保護者136世帯に保育園からアンケート用紙を配布して頂き、回答は直接評価機関に返送してもらった。

利用者への聞き取り等の結果(概要)

回答数は107通返送されてきました。回収率78.7%、自由記述は69人と保育園の運営や内容について、保護者の関心は大変高いものがありました。「はい」との回答が99.1%とほぼ100%近い回答が寄せられたのは、「給食のメニューは充実していますか」「お子さんの給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか」「保護者同士の交流やつながりはありますか」でした。園の保育目標の一つである「元気をつくる」=『食生活を大切に。病気になるにくい身体をつくります』が、子どもの姿を通してしっかり、保護者に伝わっていることが理解できます。また、「入園後も保育園やクラスの様子などについて、「園だより」「クラスだより」など通じて、わかりやすく伝えられていますか」「送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換されていますか」「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などをおこなったりしていますか」など18項目の設問のうち11項目が90%以上「はい」と回答しています。保護者へ説明や情報交換など園の努力が反映している回答になっています。

○いろいろなことにチャレンジさせてもらってとてもありがたいです。

○自然とのふれあい、様々な体験や行事、子どもにとって良い経験になることをたくさんして下さるのでとてもありがたいです。

○食育に力を入れて、栽培や収穫、調理等に関わる中で偏食だった我が子が食べられるものが増えました。

設問のなかで要望が出ていたのは、「園だより」「クラスだより」「よい子ネット」で子どもの様子を伝えている園や保育士の努力を理解しながらも、一年間の締めくくりについて一人ひとりの子どもにそった内容にしてほしいこと、幼児クラスから個人連絡帳がなくなったことが書かれていました。保護者が我が子の成長や園の様子を知りたいとの願いをどのようにしていくのか保護者とともに改善の方向を探っていくことを期待します。

具体的な内容として

▽日程や内容の変更にあたっては、保護者との相談などしてほしい。

▽写真撮影の禁止について納得がいかない。

▽幼児クラスでも個別の連絡ノートをつくってほしい。

等などたくさんの思いや願いが記述されていました。

自由記述は保育園への感謝、願い、要望などがしっかり書かれており、民間移管を引き受けた保育園の苦労なども書かれていました。

子どもにとってよりよい保育をめざし、園と保護者が力を寄せ合い、久宝寺保育園を一層、発展させていきたいとの思いが保護者アンケートには寄せられていました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等